**＜＜　産前産後休業期間中の保険料免除＞＞**

**（平成２６年４月から）**

次世代育成の観点から、出産前後の経済的負担を軽減して、子どもを産みやすい環境を整えることを目的に、産前産後休業を取得した方に、育児休業等と同様の配慮措置を講じることとされたものです。

|  |
| --- |
| **★産前産後休業期間中の保険料免除**  **●免除期間**：産前産後休業開始日の属する月から、終了日の翌日の属する月  の前月までの保険料が免除されます。  **※平成２６年４月３０日以降**に産前産後休業が終了となる方（平成２６年４月分以降の保険料）から対象となります。  **・産前産後休業**：出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出  産予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から  出産の日後５６日までの間で、妊娠又は出産に関する事  由を理由として労務に従事しないことをいいます。  **・出産**：妊娠８５日（４か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人  工妊娠中絶も含まれます。  　　●**届出：**産前産後休業を開始した日以降に、事業主が『産前産後休業取得者  申出書』を提出してください。 |

|  |
| --- |
| **★産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定**  **●対象者**：産前産後休業終了日の翌日の属する月以後３か月間の報酬（支払  基礎日数が１７日未満の月を除く）の平均を報酬月額として算出  した標準報酬月額が、休業時点の標準報酬月額と１等級以上の差  が生じる場合。  **※平成２６年４月１日以降**に産前産後休業が終了となる方から対象となります。  ※基礎となった３か月の翌月から標準報酬月額が改定されます。  ※産前産後休業終了日の翌日に、引き続き育児休業等を開始した場合は対  象とはなりません。  　　●**届出**：被保険者が事業主を経由して『産前産後休業終了時報酬月額変更届』  を提出してください。 |